

## 医療・介護改革調整会議の設置について

1 会議の任務

- 医療・介護の連携と機能強化に向けて、医療・介護の制度や報酬の見直しを統一的な方針の下で整合的に行うため、厚生労働省内に「医療・介護改革調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。
- 医政局、老健局及び保険局の3局で特に連携が必要とされる政策課題について調整を行うため、調整会議の下に「医療・介護の連携と機能強化に関するプロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

2 会議の構成

## (1) 調整会議

- 厚生労働事務次官を議長とする。
- 医政局長、老健局長及び保険局長並びに関係の大臣官房審議官<sup>※</sup>を構成員とする。

## ※ 関係審議官

大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）

大臣官房審議官（健康、食品安全、医療人材及び国立病院担当）

大臣官房審議官（老健、社会、障害保健福祉、医療・介護地域連携担当）

大臣官房審議官（がん対策、国際保健、医政担当）

## (2) プロジェクトチーム

- 大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）を主査とする。
- 医政局、老健局及び保険局の関係課長<sup>※</sup>を構成員とする。

※ プロジェクトチーム構成員

医政局総務課長、政策医療課長、指導課長、看護課長、医事課長、老健局総務課長、介護保険計画課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長、保険局総務課長、高齢者医療課長、医療課長

(3) アドバイザリーグループ

- 調整会議は、医療・介護の利用者をはじめとした外部の有識者により構成されるアドバイザリーグループを設ける。
- 調整会議及びプロジェクトチームは、必要に応じ、アドバイザリーグループの意見を聴取する。

(4) 事務局

- 調整会議の事務局長は、大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）とする。
- プロジェクトチームの事務局長は、医療・介護連携推進官とする。
- 医政局、老健局及び保険局の企画官級職員及び課長補佐級職員を調整会議及びプロジェクトチームの事務局員とする。

3 今後の予定

- 調整会議及びプロジェクトチームは、7月24日に設置する。

# 医療・介護改革調整会議の設置について

- 医療・介護の連携と機能強化に向けて、医療・介護の制度や報酬の見直しを統一的な方針の下で総合的に行うため、厚生労働省内に「医療・介護改革調整会議」を設置することとする。

## 医療・介護改革調整会議(次官・局長・審議官級)

目的 : 医療・介護の連携と機能強化に向けた制度改正や報酬の見直し全般に関する総合調整

構成員 : 事務次官(議長)、医政・老健・保険局長、3局の関係審議官

## 医療・介護の連携と機能強化に関するプロジェクトチーム(審議官・課長級)

目的 : 医療・介護の連携と機能強化に向けて、医政局、老健局、保険局で特に連携が必要とされる政策課題について調整

構成員 : 審議官(医療保険、医政、医療・介護連携担当)(主査)、3局の総務課長・関係課長

### 医療の機能分化・連携班

- 急性期の強化
- 一般病床の機能分化(回復期、亜急性期、その他の一般)
- 療養病床の扱い 等

### 介護と医療の連携(地域包括ケア)班

- 在宅サービスの連携・地域包括ケア
- 在宅医療・介護、訪問看護、住居系施設・介護施設に対する外部からの医療の提供
- 主治医・高齢者担当医の役割 等

### 医政局

- 医療法の改正
- 医師確保対策の推進
- 救急医療体制の整備
- 職種間の連携のあり方 等

### 保険局

- 健保法・国保法等の改正
- 長寿医療制度の見直し
- 診療報酬改定 等

### 老健局

- 介護保険法の改正
- 介護従事者の確保と処遇改善
- 介護報酬改定 等

### アドバイザーグループ

- 医療・介護の利用者をはじめとした外部の有識者により構成
- 調整会議及びプロジェクトチームは、必要に応じ意見を聴取

### 事務局

(調整会議事務局長)

- 審議官(医療保険、医政、医療・介護連携担当)

(PT事務局長)

- 医療・介護連携推進官(事務局員)
- 企画官級、課長補佐級(複数)

## 医療・介護改革調整会議設置要綱

平成 21 年 7 月 24 日

厚生労働大臣伺い定め

## 1 目的

医療・介護の連携と機能強化に向けて、医療・介護の制度や報酬の見直しを統一  
的な方針の下で整合的に行うため、厚生労働省内に「医療・介護改革調整会議」（以  
下「調整会議」という。）を設置する。

## 2 組織

- (1) 調整会議は、別紙 1 の職にある者をもって構成する。
- (2) 調整会議に議長を置き、事務次官をもって充てる。
- (3) 議長は、必要に応じ、調整会議に構成員以外の者の参加を求めることができ  
る。

## 3 アドバイザリーグループの設置

- (1) 調整会議は、有識者により構成されるアドバイザリーグループを設ける。
- (2) 調整会議は、必要に応じ、アドバイザリーグループの意見を聴取する。

## 4 事務局

- (1) 調整会議に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- (3) 事務局長は、大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）をも  
って充てる。
- (4) 事務局次長は、医療・介護連携推進官をもって充てる。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる者のほか、事務局は別紙 2 の職にある者をもって  
構成する。
- (6) 事務局の庶務は、医政局総務課及び老健局総務課の協力を得て、保険局総務  
課において処理する。

## 5 附則

この要綱は、平成 21 年 7 月 24 日から施行する。

別紙 1 (構成員)

厚生労働事務次官◎

医政局長

老健局長

保険局長

大臣官房審議官 (医療保険、医政、医療・介護連携担当)

大臣官房審議官 (健康、食品安全、医療人材及び国立病院担当)

大臣官房審議官 (老健、社会 (災害対策を含む)、障害保健福祉、医療・介護地域連携担当)

大臣官房審議官 (がん対策、国際保健、医政担当)

◎ : 議長

別紙2（事務局）

事務局長：大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）

事務局次長：医療・介護連携推進官

事務局員：医政局総務課医療制度調整官

大臣官房総務課企画官（老健局併任）

大臣官房総務課企画官（保険局併任）※

医政局政策調整委員

老健局政策調整委員

保険局政策調整委員

※医療課に配置されている企画官をいう。

# 医療・介護機能の強化・連携に関するプロジェクトチーム設置要綱

平成21年7月24日

厚生労働大臣伺い定め

## 1 目的

「医療の機能分化・連携」や「介護と医療の連携（地域包括ケア）」等の医政局、老健局及び保険局の三局が統一された方針の下での統合的な政策の立案・実施を行う上で特に連携が必要とされる政策課題について調整を行うため、医療・介護改革調整会議（以下、「調整会議」という。）の下に「医療・介護機能の強化・連携に関するプロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

## 2 プロジェクトチームの構成

- (1) プロジェクトチームは、別紙1の職にある者をもって構成する。
- (2) プロジェクトチームに主査を置き、大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）をもって充てる。
- (3) 主査は、必要に応じ、プロジェクトチームに構成員以外の者の参加を求めることができる。

## 3 検討班の設置

- (1) 必要に応じて、個別テーマ毎に検討班を置く。
- (2) 検討班の班長及び副班長は、主査が指名する。

## 4 アドバイザリーグループからの意見聴取

- (1) プロジェクトチームは、必要に応じ、調整会議に設置されたアドバイザリーグループの意見を聴取する。

## 5 事務局

- (1) プロジェクトチームに事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長を置き、医療・介護連携推進官をもって充てる。
- (3) (2) に掲げる者のほか、事務局は別紙2の職にある者をもって構成する。
- (4) 事務局の庶務は、医政局総務課及び老健局総務課の協力を得て、保険局総務課において処理する。

## 6 附則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

別紙1（プロジェクトチーム構成員）

大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）◎

医政局総務課長

政策医療課長

指導課長

看護課長

医事課長

老健局総務課長

介護保険計画課長

高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

保険局総務課長

高齢者医療課長

医療課長

◎：主査



## 別紙2（事務局）

事務局長：医療・介護連携推進官

事務局員：医政局総務課医療制度調整官

大臣官房総務課企画官（老健局併任）

大臣官房総務課企画官（保険局併任）※

医政局政策調整委員

老健局政策調整委員

保険局政策調整委員

※医療課に配置されている企画官をいう。